

◎奥様、お子様、お孫様のために！！

贈与定期積金をおすすめします。

しかも利率は他の金融機関よりかなりおトクです。

贈与税の基礎控除額が贈与を受け取る方に対して1人当たり年間110万円までということは、先生もよくご存知のことと思います。(但し、複数の人から同じ人が贈与を受けると110万円を超えた金額に贈与税がかかってしまいます)

「毎年、毎年110万円ずつ生前贈与をすれば、税金を支払わずに家族に財産を分けることができる」とお考えの方も多いと思います。

しかし、将来の相続税を考えた上での贈与も『証拠』がない限り、税務署は信用してくれないことがあります。

例えば、奥様が550万円の資産を購入して、「この資金は主人から毎年110万円ずつ5年間贈与を受けたもの」と主張しても、『証拠』がない限り、550万円の一括贈与と判断されるかも知れません。

また、お子様名義で毎年110万円預金をしていても、後にそれが本当に贈与なのか、単に名義を借りただけではないのかと判断されるかも知れません。そうなると、110万円の暦年贈与はなかなか難しくなることが考えられます。

そこで、あえて『証拠』を残すために110万円を超えた贈与を行い、贈与税申告書の控えて、財産を確かに「あげた」「もらった」という契約の証明をするという方法が考えられます。


その対策として、110万円の基礎控除を上回る贈与を行い、贈与税を納付する方法による「贈与定期積金」をおすすめいたします。

例えばAコース(毎月92千円掛)の場合、基礎控除分を差し引いた4千円が課税対象となり、わずか400円の納付で後の証明ができるわけです。


ぜひご利用くださいますようお願いをしております。

申込書は、<https://www.toyamadcu.co.jp/>から取り出すこともできます

※なお、贈与積金キャンペーンとして贈与を受ける人を一人お申込みされるごとに500円の図書カードを進呈いたします。



贈与のポイント  
は「早く始める」  
です。お申込みお  
待ちしています。



贈与積金の申  
込みは、1月末  
までだよ。

## 「贈与定期積金」お申し込みの際の留意事項

今般の「贈与定期積金」のお申し込みに際しましては、特に「贈与する人」「贈与を受ける人」双方の意思表示が適格に行われ、また永年にわたる贈与の累積額であるという立証が、将来合理的に、しかも適正に行われるようにしておくことが大切です。

お申し込みの場合、下記事項について十分ご留意くださるようお願い申し上げます。

### 記

1. 贈与をお受けになる方が未成年の場合は、必ず別紙「贈与定期積金」申込書の「贈与を受ける人」の右の欄に親権者の氏名を記入し、捺印してください。
2. 申込書「贈与を受ける人」は自署（又は親権者）で申し込みしていただき、印鑑は各人個々のお届印を捺印してください。後日、贈与があったことを証明できます。
3. この「贈与定期積金」の証書は、基本的には「贈与する人」にまとめてご送付させていただきます。（ご自身で贈与を受けた方にお渡しください）直接「贈与を受ける人」にご送付されたい方は、申込書の証書送付先に○をしてください。満期案内、満期後の定期預金証書も同様とさせていただきます。
4. 証書、印鑑の管理が「贈与する人」の場合、「名義預金として」親（祖父母）の財産と認定されることがありますので注意が必要です。
5. 受贈者（贈与を受けた人）は、2025年2月1日から3月15日までの間に、贈与税の申告書を住所地の所轄税務署に提出し、贈与税の納付をしていただきます。
6. 贈与税の申告の時期がまいましたら、申告書記入の手引き及び申告書の用紙、納付書をお送りいたしますので、それにもとづき、お忘れなく所轄税務署で申告と納付をお済ませください。
7. この「贈与定期積金」外にも贈与を受けられた分がございましたら、合わせて申告してください。何人もの方から贈与を受けた場合、申告額は合算になります。
8. 贈与を受けた人が、この定期積金、定期預金の払い戻しを請求される場合の印章は、本申込書により届けられた印鑑で捺印してください。
9. この贈与の預入については、「組合員」の資格は必要ありません。  
ただし、当組合で初めて預金される方は、マイナンバー、本人確認書類が必要になりますので、マイナンバーもしくは通知カードと公的証明書（運転免許証、パスポート等、また顔写真付きでない保険証の場合は、他に住民票等が必要になります。）のコピーを添付ください。  
後日、当組合から、印鑑届等必要な書類をご送付いたします。
10. **令和5年度税制改正により、令和6年1月1日以降の贈与税、相続税が改正されますのでご注意願います。**

以上

## ◎令和6年「贈与定期積金」募集要領

- 募集期間** ……令和5年12月1日から令和6年1月31日まで
- 作成期間** ……令和6年1月4日から令和6年1月31日まで
- 積立方法** ……当組合普通預金口座より振替
- 定期積金の名義** ……贈与を受ける方（何人でも結構です）
- 毎月の掛金** ……毎月の掛込金および年間贈与額は次の表からお選びください。（表以外の掛込金もご希望により可能です。）

（利率：年0.06%、税引き前 令和5年12月01日現在）

ご希望コース	毎月の掛込金	年間積立 (贈与) 額	満期契約高	基礎控除後の 課税価格	年間贈与額に 対する贈与 税額	贈与 税率
Aコース	92,000円	1,104,000円	1,104,358円	4,000円	400円	10%
Bコース	95,000円	1,140,000円	1,140,370円	40,000円	4,000円	10%
Cコース	100,000円	1,200,000円	1,200,390円	100,000円	10,000円	10%
Dコース	150,000円	1,800,000円	1,800,585円	700,000円	70,000円	10%
Eコース	200,000円	2,400,000円	2,400,780円	1,300,000円	130,000円	10%

### 令和6年1月1日以降、贈与税・相続税が改正されますのでご注意ください。

- ・暦年課税で贈与した場合は、贈与した財産の相続財産への加算が3年から7年に延長されます。
- ・相続時精算課税制度の場合は、相続時精算課税を選択した以降に、年間110万円を超えて、贈与した分は、相続財産に加算されます。
- ・「贈与定期積金」は、税理士等とご相談のうえで、お申込みをお願い申し上げます。

### お問合せ先

富山県医師信用組合

☎ (076) 429-6272

担当 轡田、吉岡、細木



# 「贈与定期積金」申込書

富山県医師信用組合 御中

今般、私どもは貴組合取扱いの「贈与定期積金」をもって贈与すること、  
ならびに贈与を受けることを双方承諾しましたので、下記のとおり取り扱い  
下さるよう申し込みいたします。

令和 年 月 日 

口座番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

贈与する人 (申込人)	〒 住所  氏名 <span style="float: right;">(印)</span> <small>普通預金お届印</small>
----------------	--

ご希望コース 及び掛込額	贈 与 を 受 け る 人	贈与を受ける人が未成年 の場合、その親権者氏名										
顧客番号 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> A・B・C・D・E											〒 生年月日 年 月 日 住所  氏名 (印)	〒 住所  氏名 (印)
1ヶ月 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 円												
顧客番号 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> A・B・C・D・E											〒 生年月日 年 月 日 住所  氏名 (印)	〒 住所  氏名 (印)
1ヶ月 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 円												
顧客番号 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> A・B・C・D・E											〒 生年月日 年 月 日 住所  氏名 (印)	〒 住所  氏名 (印)
1ヶ月 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 円												
顧客番号 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> A・B・C・D・E											〒 生年月日 年 月 日 住所  氏名 (印)	〒 住所  氏名 (印)
1ヶ月 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 円												
( )	証書送付先について「贈与を受ける人」の住所に送付を希望される方は ( ) に○を付けてください。											
( )	申告書の書類を「贈与を受ける人」の住所に送付を希望される方は ( ) に○を付けてください。											

以上

## 記

- 贈与額は年間一人当たり 円とし、毎月 円ずつ  
(2024年1月より2024年12月まで)
- 預金の引き落としについては、普通預金規定にかかわらず預金通帳および払い戻し請求書の提出などいたしませんから、貴組合所定の方法で処理してください。
- この定期積金は、満期日に定期預金に振替えます。

検 印	係 印	照合印